官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視

-利用者の安全確保及び利便向上を中心として-

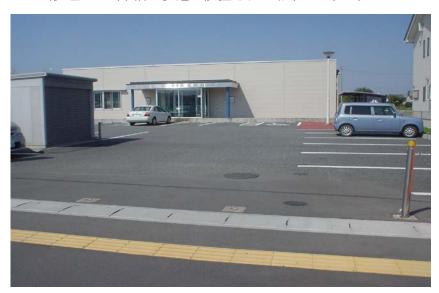
一 資 料 一

【事例1】	道から庁舎玄関の案内設備(点字付きインターホン)まで	
	点字ブロックが敷設されていないもの・・・・・・・・・・	1頁
【事例2】	庁舎内に点字ブロックが一部敷設されているものの、	
	案内所まで誘導するものとなっていないもの・・・・・・・・	2頁
【事例3】	庁舎玄関前の点字ブロックが、警告を行うための点状ブロック	
	となっていないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3頁
【事例4】	車いす使用者用便房及びオストメイト対応の水洗器具等を	
	設けた便房が設けられていないもの・・・・・・・・・・・・	4頁
【事例5】	車いす使用者用便房に非常呼出し装置が設けられていないもの・・	5頁
【事例6】	階段の上端に近接する廊下に、段差があることを警告するための	
	点状ブロックが敷設されていないもの・・・・・・・・・・	6頁
【事例7】	車いす使用者用駐車施設があることを示す立札が設置されていない、	
	路面表示が不鮮明となっているもの・・・・・・・・・・・	7頁
【事例8】	案内所(事務室)が庁舎2階にあるが、庁舎1階に案内設備	
	(インターホン) が設けられていないもの・・・・・・・・・	8頁
【事例9】	案内設備(インターホン)が故障して通じないもの・・・・・・	9頁
【事例 10】	庁舎1階玄関ホールの案内板に点字が付されていないもの・・・・	10 頁
【事例 11】	道から庁舎玄関までの通路を横断する排水溝等の蓋の溝幅が	
	広いため、障がい者等が円滑に通行できないもの・・・・・・・	11 頁
【事例 12】	道から庁舎玄関までの経路途上にある傾斜路の一部に手すりが	
	設置されていないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁
【事例 13】	道から庁舎2階の案内所又は庁舎1階の玄関まで、エレベーター、	
	傾斜路等がないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 頁

【事例 14】エレベーター内の操作盤の位置が高く、かつ、点字が付けられて	
いないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 頁
【事例 15】道と庁舎敷地とのすりつけ部分に、車いすで乗り越えることが	
できない高さの段差が生じているもの・・・・・・・・・・・	15 頁
【事例 16】車いす使用者用駐車施設を設けていないもの・・・・・・・・	16 頁
【事例 17】車いす使用者用駐車施設の幅が狭いもの・・・・・・・・・・・	17 頁
【事例 18】階段に手すりを設けていないもの・・・・・・・・・・・・・	18 頁
【事例 19】避難通路のロッカーを壁に固定していないもの・・・・・・・・	19 頁
【事例 20】非常口に誘導する矢印表示がないもの・・・・・・・・・・・	20 頁
【事例 21】災害時の一時避難場所(広場)に段差が多数生じているもの・・・	21 頁

【事例1】道から庁舎玄関の案内設備(点字付きインターホン)まで点字ブロックが 敷設されていないため、視覚障がい者が円滑に移動できないおそれがあるも の(さいたま地方法務局本庄出張所)

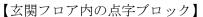




庁舎玄関に敷設された視覚障がい者誘導用ブロック (右側壁はインターホン)

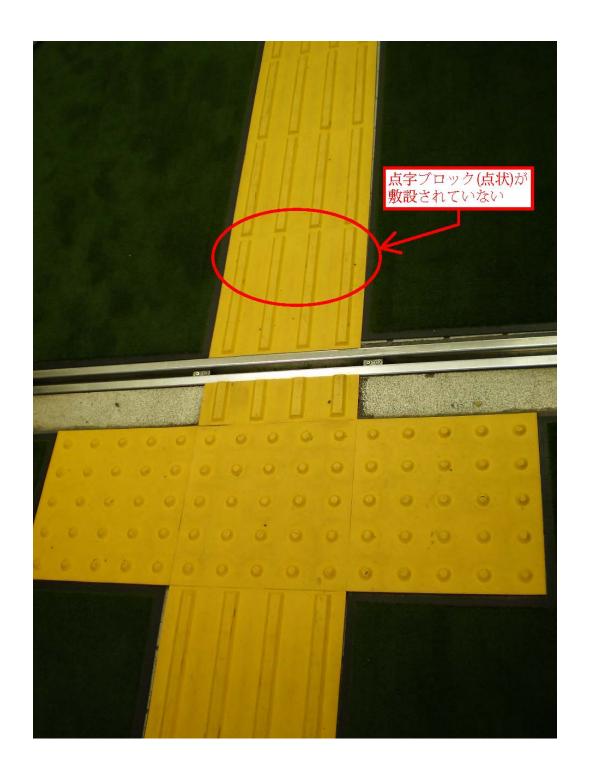


【事例2】庁舎内に点字ブロックが一部敷設されているものの、道から庁舎1階にある無人の旧案内所(受付)までとなっているなど、案内所まで誘導するものとなっていないため、視覚障がい者が案内所を利用することができないおそれがあるもの(西川口税務署)





【事例3】庁舎玄関前の点字ブロックが、警告を行うための点状ブロックとなっていないため、視覚障がい者が玄関ドアにぶつかるなどのおそれがあるもの (浦和公共職業安定所)



【事例4】車いす使用者用便房及びオストメイト対応の水洗器具等を設けた便房が設けられていないため、車いす使用者、内部疾患者等が円滑に利用できないおそれがあるもの

(東松山税務署)

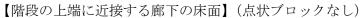


【事例 5 】車いす使用者用便房に非常呼出し装置が設けられていないため、車いす使用者が安心かつ円滑に利用することができないおそれがあるもの (土浦労働基準監督署)



【事例 6 】階段の上端に近接する廊下に、段差があることを警告するための点状ブロックが敷設されていないため、視覚障がい者が円滑に利用できないおそれのあるもの

(春日部公共職業安定所)



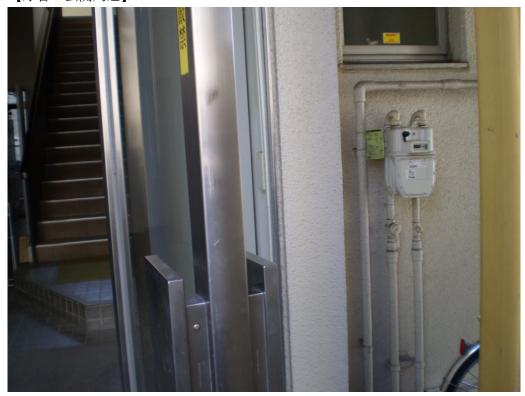


【事例7】車いす使用者用駐車施設があることを示す立札が設置されていない、路面表示が不鮮明となっているもの (南魚沼公共職業安定所)



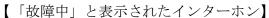
【事例8】案内所(事務室)が庁舎2階にあるが、庁舎1階に案内設備(インターホン)が設けられていないため、高齢者、障がい者等が容易に案内所に連絡することができないおそれがあるもの (関東農政局熊谷支所)

【庁舎の玄関周辺】



【事例9】案内設備(インターホン)が故障して通じず、高齢者、障がい者等の利用 に支障があるもの

(川口公共職業安定所)





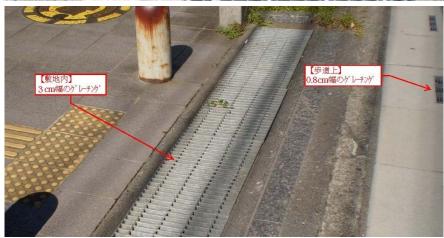
【事例 10】庁舎1階玄関ホールの案内板に点字が付されていないなど視覚障がい者の 利用が困難なもの (佐渡税務署)

【庁舎1階玄関ホールに設置された案内板】



【事例 11】道から庁舎玄関までの通路を横断する排水溝等の蓋の溝幅が杖先や車いすのキャスター等が落ちない2センチメートルより広くなっており、高齢者、障がい者等が円滑に通行できないおそれがあるもの(さいたま地方法務局坂戸出張所)





【事例 12】 道から庁舎玄関までの経路途上にある傾斜路について、高さが 16 センチ メートルを超える急なものとなっているが、手すりが設置されていないため、 高齢者、障がい者等が円滑に利用できないおそれがあるもの (新潟地方法務局三条支局)

【全長約6メートルの傾斜路のうち、約1.5メートルは手すりが設けられていない】



【事例 13】道から庁舎 2 階の案内所又は庁舎 1 階の玄関まで、エレベーター、傾斜路等はなく、高齢者、障がい者等が円滑に利用できないもの(行田労働基準監督署)

【庁舎の階段】



【事例 14】エレベーター内の操作盤の位置が高く、かつ、点字が付けられていないため、車いす使用者及び視覚障がい者の利用が困難となっているもの(新潟地方検察庁)





【事例 15】道と庁舎敷地とのすりつけ部分に、車いすで乗り越えることができない高さの段差が生じているため、高齢者、障がい者等が円滑に通行できないおそれがあるもの

(水戸地方法務局土浦支局)

【道と庁舎敷地のすりつけ部分に5センチメートルの段差】





【事例 16】車いす使用者用駐車施設を設けていないため、車いす使用者が円滑に利用 できないおそれがあるもの

(春日部労働基準監督署)

【庁舎敷地内に9台分の駐車場を設置しているが、車いす使用者用駐車施設はない】



【事例 17】車いす使用者用駐車施設を設けているが、車いす使用者が乗降するのに必要な幅 350 センチメートルを確保していない、床が水平でなく段差があるため、車いす使用者の乗降に支障を生じるおそれがあるもの(常陸鹿嶋公共職業安定所)



【事例 18】階段に手すりを設けていないなどのため、視覚障がい者が円滑に移動できないおそれがあるもの (上越公共職業安定所)

【階段に手すりが設置されているが、下端部の2段分には手すりが設置されていない】







【事例 19】避難通路に置かれているロッカーが壁に固定されていない、又は避難通路 に障害物を置いているため、地震時の避難に支障を来すおそれがあるもの (上越公共職業安定所)

【避難通路(廊下)の側壁に置いているロッカーが壁等に固定されていない】





【事例20】非常口に誘導する矢印表示がないもの (長岡公共職業安定所)

【フロア内には、非常口に誘導する矢印表示が一切ないため、容易に非常口を見出せない。】





【事例 21】災害時の一時避難場所 (広場) に最大約 3 センチメートルの段差が多数生じており、避難者がつまずくなどのおそれがあるもの (関東財務局)



